

奈良県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年六月二十三日大和高原南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾